

# 銀座ダイナースクラブカード会員特約

## 第1条(カードの名称および入会の方法)

本カードは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が所定の方法で発行するもので、カードの名称は「銀座ダイナースクラブカード」(以下「カード」という)と称します。

2.申込者は本特約を承諾のうえ直接当社に入会を申し込むものとします。

## 第2条(用語の定義)

1.本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限り「ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約」(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。

2.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

## 第3条(カード発行の継続・廃止)

カード発行の継続・廃止については、当社がこれを決定します。

## 第4条(サービスの利用)

銀座ダイナースクラブ／和光カードについては、和光カードの会員資格も同時に有し、カードは「和光カード会員証」を兼ねるものとします。

和光カード会員規約につきましては、下記ホームページをご参照ください。

株式会社 和光 ホームページ

[https://www.wako.co.jp/pdf/card\\_kiyaku.pdf](https://www.wako.co.jp/pdf/card_kiyaku.pdf)

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項に係る特約

〈本同意条項および重要事項に係る特約は銀座ダイナースクラブカード会員特約の一部を構成します。〉

## 第1条(提携先への個人情報の提供および共同利用)

1.本カードの特約店(以下「提携先」という)の紹介により入会した会員等は、当社が保護措置を講じたうえで、提携先に対し、提携先における会員管理、各種サービスの提供、新商品情報の案内、関連するサービス、市場調査・商品開発、および情報媒体・印刷媒体の送信・送付等を目的として、次の各号に定める個人情報を提供し、提携先がこれを共同して利用することに同意します。

- (1)会員規約および本特約に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員等が当社に提出する書類等に記載されている情報。
- (2)カードに関する入会日、種別、カード番号・有効期限。
- (3)会員のカード利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等の利用状況、契約内容に関する情報。
- (4)カード番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く)。
- (5)会員資格の喪失(ただし、その理由は除く)。
- (6)カード申し込みに対する審査の結果(ただし、その理由は除く)。

2.会員等は、前項の同意の範囲内で提携先が当該情報を利用している場合であっても、提携先に対しその中止を申し出ることができますが、提携先の提供する基本的なサービスを行うために当該情報が必要な場合は、この限りではありません。

**<当社の連絡先>**

三井住友トラストクラブ株式会社 お客様相談室

〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟

電話番号 03-6852-0935

上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。

電話番号 0120-074-024

※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。

2024年4月1日改定